

改 訂 後	現 行
-------	-----

<p>第1編 （略）</p> <p>第2編 山地治山事業</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 調査</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 地形調査</p> <p>2-1 ～ 2-3 （略）</p> <p>2-4 <u>空中写真判読等による地形等判読</u> <u>空中写真等</u>により地形等を判読して、計画、設計の基礎資料とする。</p> <p>2-5 ・ 2-6 （略）</p> <p>第3節 ～ 第5節 （略）</p> <p>第6節 気象調査</p> <p>6-1 （略）</p> <p>6-2 降水量の調査 降水量は、事業対象地内又は最寄り<u>地上気象観測所等</u>に設けられた観測施設の記録により調査を行うものとする。</p> <p>6-3 気温の調査 気温は、事業対象地内又は最寄り<u>地上気象観測所等</u>に設けられた観測施</p>	<p>第1編 （略）</p> <p>第2編 山地治山事業</p> <p>第1章 （略）</p> <p>第2章 調査</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 地形調査</p> <p>2-1 ～ 2-3 （略）</p> <p>2-4 <u>空中写真判読</u> <u>空中写真判読は、空中写真</u>により地形等を判読して、計画、設計の基礎資料とする。</p> <p>2-5 ・ 2-6 （略）</p> <p>第3節 ～ 第5節 （略）</p> <p>第6節 気象調査</p> <p>6-1 （略）</p> <p>6-2 降水量の調査 降水量は、事業対象地内又は最寄り<u>気象観測所</u>に設けられた観測施設の記録により調査を行うものとする。</p> <p>6-3 気温の調査 気温は、事業対象地内又は最寄り<u>気象観測所</u>に設けられた観測施設の記</p>
---	--

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p>設の記録によって調査を行うものとする。</p> <p>6-4 風の調査                  風向・風速は、事業対象地内又は最寄り<u>地上気象観測所等</u>に設けられた観測施設等の記録により、調査を行うものとする。</p> <p>6-5 ～ 6-7 （略）</p> <p>第7節 ～ 第11節 （略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 溪間工の設計</p> <p>第1節 ・ 第2節 （略）</p> <p>第3節 治山ダム                  3-1 ～ 3-6 （略）</p> <p>3-7 治山ダムの放水路                  3-7-1 ～ 3-7-3 （略）</p> <p>3-7-4 治山ダム設置位置の計画高水流量                  治山ダム設置位置の計画高水流量は、放水路断面を求めるために用いるものとし、<u>安全性</u>を考慮して算定する。</p> <p>3-7-5 ～ 3-7-7 （略）</p> <p>3-8 ～ 3-14 （略）</p> <p>第4節 ～ 第6節 （略）</p>	<p>録によって調査を行うものとする。</p> <p>6-4 風の調査                  風向・風速は、事業対象地内又は最寄り<u>気象観測所</u>に設けられた観測施設等の記録により、調査を行うものとする。</p> <p>6-5 ～ 6-7 （略）</p> <p>第7節 ～ 第11節 （略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 溪間工の設計</p> <p>第1節 ・ 第2節 （略）</p> <p>第3節 治山ダム                  3-1 ～ 3-6 （略）</p> <p>3-7 治山ダムの放水路                  3-7-1 ～ 3-7-3 （略）</p> <p>3-7-4 治山ダム設置位置の計画高水流量                  治山ダム設置位置の計画高水流量は、放水路断面を求めるために用いるものとし、<u>砂礫等の混入</u>を考慮して算定する。</p> <p>3-7-5 ～ 3-7-7 （略）</p> <p>3-8 ～ 3-14 （略）</p> <p>第4節 ～ 第6節 （略）</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p style="text-align: center;">第5章 山腹工の設計</p> <p>第1節 ・ 第2節 （略）</p> <p>第3節 山腹基礎工 3-1 ～ 3-9 （略）</p> <p>3-10 張工 3-10-1 張工の目的 張工は、コンクリート等により斜面を被覆し、斜面の風化及び侵食、小規模な崩壊等を防止することを<u>目的とする</u>。</p> <p>3-10-2 （略）</p> <p>3-11 （略）</p> <p>第4節 ・ 第5節 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 山腹工の設計</p> <p>第1節 ・ 第2節 （略）</p> <p>第3節 山腹基礎工 3-1 ～ 3-9 （略）</p> <p>3-10 張工 3-10-1 張工の目的 張工は、コンクリート等により斜面を被覆し、斜面の風化及び侵食、小規模な崩壊等を防止することを<u>目的とする</u>。</p> <p>3-10-2 （略）</p> <p>3-11 （略）</p> <p>第4節 ・ 第5節 （略）</p>

附 則

この通知は令和5年5月1日から適用する。